

標題

ベトナム籍船の非常脱出用呼吸具(EEBD)の特別要件
について(2000年改正 SOLAS 第 II-2 章関連)

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0480
発行日 2002年9月25日

各位

今般、ベトナム政府から、非常脱出用呼吸具の特別要件について下記の通知がありましたので、お知らせ致します。

記

ベトナム政府

1. 機関区域においては、下記のとおり備えること。
 - (1) 機関制御室に1組。
 - (2) 各工作室に1組。
 - (3) 各非常脱出経路に1組。
 - (4) 機関区域への各入口に1組。
2. 少なくとも1組の訓練用を船上に備えること。これは、新船及び現存船に適用する。
3. 少なくとも1組の予備を船上に備えること。これは、新船のみの適用とする。
4. 火災制御図に記載する図記号は、下記のとおりとすること。ただし、IMO Resolution A.654(16)-Graphical Symbols for Fire Control Plan に関連する改正が採択され、施行された際には、それに従うこと。
 - (1) 訓練用には緑色大文字“EEBD”を用いること。
 - (2) 脱出用には赤色大文字“EEBD”を用いること。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会(ClassNK)
本部 管理センター 材料艀装部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)
Tel.: 03-5226-2020
Fax: 03-5226-2057
E-mail: eqd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。